

## 建設関連業務における最低制限価格の引上げについて

当市において建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、令和7年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

### 1. 建設関連業務に係る最低制限価格制度の内容

- ① 測量業務における諸経費の額を10分の4.8から10分の5に引き上げます。
- ② 土木関係の建設コンサルタント業務における一般管理費等の額を10分の4.8から10分の5に引き上げます。
- ③ 地質調査業務における諸経費の額を10分の4.8から10分の5に引き上げます。
- ④ 補償関係コンサルタント業務における一般管理費等の額を10分の4.5から10分の5に引き上げます。
- ⑤ 土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の上限を10分の8から10分の8.1に引き上げます。
- ⑥ その他特別の理由がある業務の上限を10分の8から10分の8.1に引き上げます。

### 2. 適用日

令和7年4月1日以後に入札公告等を行う案件から適用

測量業務

【範囲】	予定価格の 6.5/10から8.2/10
【計算式】	
・直接測量費	×1.00
・測量調査費	×1.00
・諸経費	×0.50

建築関係の建設コンサルタント業務

【範囲】	予定価格の 6.5/10から8.1/10
【計算式】	
・直接人件費	×1.00
・特別経費	×1.00
・技術料等経費	×0.60
・諸経費	×0.60

土木関係の建設コンサルタント業務

【範囲】	予定価格の 6.5/10から8.1/10
【計算式】	
・直接人件費	×1.00
・直接経費	×1.00
・その他原価	×0.90
・一般管理費等	×0.50

補償関係コンサルタント業務

【範囲】	予定価格の 6.5/10から8.1/10
【計算式】	
・直接人件費	×1.00
・直接経費	×1.00
・その他原価	×0.90
・一般管理費等	×0.50

地質調査業務

【範囲】	予定価格の 6.5/10から8.5/10
【計算式】	
・直接調査費	×1.00
・間接調査費	×0.90
・解析等調査業務費	×0.80
・諸経費	×0.50

※計算式の端数処理について

各算定式は1円未満切り捨て

算定された額の合計額は千円未満切り捨て